

欧州議会、本質的に生物学的な方法の特許性に関する決議を採択

2012年5月12日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州議会は、5月10日、本質的に生物学的な方法の特許付与に関する決議を賛成 354、反対 192、棄権 22 の投票結果に基づき採択した。

EU においては、生物工学発明の法的保護に関する 1998 年 7 月 6 日の欧州議会及び理事会指令 98/44/EC (バイオ指令) の第 4 条(1)において「(a) 植物品種及び動物種」と「(b) 植物若しくは動物を作り出す本質的に生物学的な方法」が特許性から除外されることが規定されており、同規定は欧州特許条約 (EPC) 第 53 条にも反映されている。

今回の欧州議会の決議によれば、主に同規定に関して、これまでの欧州特許庁 (EPO) 拡大審判部の審決および欧州連合司法裁判所 (CJEU) の判決が適切な法解釈を行っているとして評価した上で、EPO に対しては、従来型の主に交配による育成方法に起因する製品やそれに用いられる育成材料についても特許付与の除外とすることを求めている。

また、欧州委員会に対しては、バイオ指令によって毎年作成することとされている評価報告書が 2005 年以降に作成されていない点を指摘し、次の報告書においては、育成および食品業界に対する育成方法への特許付与の影響を調査するよう求めている。ただし、本決議は非立法的なものであり、直ちに法的拘束力を有するものではない。

本決議の概要は次のとおり。

欧州議会は、

1. 欧州におけるイノベーションの競争力および経済成長の支援のための EPO の重要な役割を認識し；
2. 特許は、価値のある技術情報の普及を促進すると共に、技術移転のための重要なツールであることを認識し；
3. 特許性から「植物（または動物）の生産の本質的に生物学的な方法」を除外しているバイオ指令および欧州特許条約において用いられている「植物（または動物）の生産の本質的に生物学的な方法」の用語の正しい解釈を行った、いわゆるブロッコリ事件 (G2/07) およびトマト事件 (G1/08) における EPO 拡大審判部の審決を歓迎し；

4. さらに EPO に対して、従来の育成およびマーカー選別と先進的再生産技術 (SMART) 育成 (正確育成 : Precision breeding) を含む従来の育成方法に起因する製品、および、従来の育成のために用いられる育成材料についても特許付与の除外とすることを求め ;
5. 欧州委員会に対して、次の報告書において、EPO 拡大審判部のブロッコリおよびトマト審決を取扱うことを求め ;
6. 適切にバイオ指令を解釈し、いわゆる全体内容手法に関する重要な示唆を与えていることから、WARF 事件における EPO の最近の審決、および、ブリュストル事件における欧州連合司法裁判所の判決を歓迎し ; 欧州委員会に対して、これらの決定に従った EU 政策を提示するために、他の関連政策分野においてもこれらの決定からの適切な結論を引き出すことを求め ;
7. 欧州委員会に対して、次の報告書において、植物の育成手法の特許付与についての潜在的な影響、および、育成産業、農業、食品産業と食品安全に対するその影響を取扱うことを求め ;
8. 欧州委員会および加盟国に対して、特許法における植物および動物の育成の包括的な育成者の例外規定の適用を EU が継続することを確保するように求め ;
9. 欧州議会の議長に対して、本決議を EU 理事会、欧州委員会、加盟国の政府および EPO へ送付するよう指示する。

<参考 : 関連条文の仮訳>

バイオ指令 (98/44/EC) 第 4 条

(1) 次のものは特許性がないものとする。

(a) 植物品種及び動物種

(b) 植物若しくは動物を作り出す本質的に生物学的な方法

(2) 植物及び動物に関する発明は、発明の技術的可能性が特定の植物品種若しくは動物種に限定されない場合、特許性を有するものとする。

(3) (1)(b)は微生物学的又はその他の技術方法又はかかる方法により得た製品に関する発明の特許性を害さないものとする。

EPC 第 53 条 特許性の例外

欧州特許は、次のものについては、付与されない。

(a) その商業的利用が公の秩序または善良の風俗に反する虞のある発明。ただし、その利用

が、一部または全部の締約国において法律または規則によって禁止されているという理由のみで公の秩序または善良の風俗に反しているとはみなされない。

(b) 植物及び動物の品種または植物または動物の生産の本質的に生物学的な方法。ただし、この規定は、微生物学的方法または微生物学的方法による生産物については、適用しない。

(c) 手術または治療による人体または動物の体の処置方法及び人体または動物の体の診断方法

この規定は、これらの方法の何れかで使用するための生産物、特に物質または組成物には適用しない。

－ 欧州議会のプレスリリースは、以下参照 －

[Conventionally-bred plants or animals should be exempt from patents, say MEPs](#)

－ 採択された決議は、以下参照 －

[TEXTS ADOPTED Part 3 at the sitting of Thursday 10 May 2012](#) (第 286-289 頁)

－ ブロccoli事件 (G2/07) およびトマト事件 (G1/08) に関する EPO 拡大審判部の審決についての欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[EPO 拡大審判部、交配を含む植物の生産方法に対して特許性を認めない審決 \(2010 年 12 月 11 日\) \(PDF\)](#)

－ WARF 事件 (G2/06) に関する EPO 拡大審判部の審決についての欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[欧州知的財産ニュース 2008 年 11～12 月号 \(Vol. 29\)](#)

－ ブリュストル事件 (C-34/10) に関する CJEU 判決についての欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[欧州連合司法裁判所、ヒト胚の使用に関する発明の特許性についてバイオ指令を解釈 \(2011 年 10 月 23 日\) \(PDF\)](#)

(以上)